

令和 3 年度第 1 回介護保険事業計画策定委員会
第 1 回地域密着型サービス運営協議部会

資	料
---	---

令和 3 年 5 月 27 日（木）
浜田市総合福祉センター会議室 1、2、3

【目 次】

- 1 地域密着型サービスの整備状況並びに第 8 期介護保険事業計画
に基づく介護医療院の整備について 資料 P 1

- 2 第 8 期介護保険事業計画策定に基づく事業者募集について 資料 P 3

- 3 事業者選定について 資料 P18

- 参考資料 資料 P22

- 令和 3 年度介護保険事業計画策定委員会開催スケジュール 資料 P24

令和2年度中の事業所の指定・廃止等について

■令和2年度の新規指定事業所

No.	事業所名	所在地	指定日	サービス種類	備考
1	ヘルパーステーション 真	浜田市殿町79番地44	R2. 12. 01	訪問介護	
2	訪問介護事業所 Smile Garden つのづ	江津市都野津町2372番地6	R2. 08. 01	訪問型サービスA（緩和型）	
3	済生会江津総合病院 訪問リハビリテーション	江津市江津町1016番地37	R2. 10. 01	（介護予防） 訪問リハビリテーション	
4	ながればし 江津	江津市都野津町2363番地7	R2. 10. 25 R2. 11. 11	通所介護 介護予防通所介護（従来型）	
5	デイサービスセンター有福	江津市有福温泉町546番地	R2. 06. 01	地域密着型通所介護 介護予防通所介護（従来型）	
6	デイサービスセンター絆 黒川	浜田市黒川町108番地49	R2. 09. 10	地域密着型通所介護	
7	看護小規模多機能型居宅介護事業 所 すまいるぷらす	江津市都野津町2372番地5	R2. 05. 01	看護小規模多機能型居宅介護	
8	殿町介護医療院	浜田市殿町83番地31	R2. 04. 01	介護医療院 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	

■令和2年度の廃止事業所

No.	事業所名	所在地	廃止日	サービス種類	廃止の理由
1	ニチイケアセンター浜田	浜田市田町1681番地	R3. 02. 28	訪問介護 介護予防訪問介護（従来型）	人員確保困難
2	株式会社 爽やかケア山陰 デイサービスセンター緑日和	江津市渡津町96番地1	R2. 05. 31	地域密着型通所介護 介護予防通所介護（従来型）	職員確保・利用者減少等 による収益維持困難
3	居宅介護支援事業所 あいの会	浜田市三隅町370番地3	R2. 04. 30	居宅介護支援	管理者退職（休止→廃止）
4	居宅介護支援事業所 ・ケアハウス美川	浜田市内村町567番地	R2. 04. 30	居宅介護支援	同法人経営他事業所と統合
5	ニチイケアセンター浜田	浜田市田町1681番地	R2. 08. 31	居宅介護支援	人員確保困難
6	島根県看護協会 訪問看護ステ ーションそよかぜの丘	浜田市田町1563番地	R3. 03. 31	居宅介護支援	主任ケアマネ確保困難
7	ほのぼの居宅介護支援事業所	浜田市国分町1981番地39	R3. 03. 31	居宅介護支援	人員確保困難

■休止中の事業所

No.	事業所名	所在地	廃止日	サービス種類	廃止の理由
1	訪問看護ステーションたんぽぽ	浜市長浜町863番 1	H30. 09. 01	訪問看護 （介護予防）訪問看護	
2	介護プランほっと西事業所	浜田市三隅町向野田3049	H28. 05. 01	居宅介護支援	ケアマネを本部の居宅介護支援事 業所に異動させたため
3	株式会社爽やかケア山陰 居宅介護支援事業所	江津市江津町890番地2	H29. 04. 01	居宅介護支援	1人のケアマネが退職したため
4	短期入所生活介護事業所 くざの里	浜田市金城町久佐イ560-1	R2. 08. 31	短期入所生活介護	利用者低迷
5	ヘルパーあさひ	島根県浜田市旭町今市 1039番地	H31. 04. 01	訪問型サービスA（緩和型）	利用者がいないため
6	デイサービスセンター はまぼうふう	島根県浜田市久代町1-7	H30. 11. 01	通所型サービスA（緩和型）	利用者増加の見込がないため
7	そうえんデイサービス浜田店	島根県浜田市相生町3816 番地 相生第一ビル1F	H31. 04. 01	通所型サービスA（緩和型）	利用者がいないため
8	あさひデイサービス	島根県浜田市旭町今市616 番地	R1. 06. 01	通所型サービスA（緩和型）	人員配置困難

第8期介護保険事業計画における「介護医療院整備」の現状について

① 第7期事業計画最終時(令和3年3月サービス提供分)の介護医療院等実数

神在坂クリニック大橋整形病院（廃止）	広島県	合 計 129 床
殿町介護医療院（40 床）	介護医療院	
山崎病院：介護療養病床（29 床） 合計 69 床	60 床	

② 第8期事業計画に盛り込んだ介護医療院等数の状況

既存： 殿町介護医療院 46 床※	新規：介護医療院	広島県	合 計 129 床
注）山崎病院：介護療養病床 29 床⇒R5 年度末までに廃止の見込み	35 床	介護医療院	
	左記の山崎病院廃止 29 床分を見込んだ数	48 床	

介護医療院 81 床(介護療養病床 29 床除く)

※ 殿町介護医療院（浜田市）は、5 月 1 日から 6 床増床となった。

③ 今後の整備予定

残り 35 床については第 8 期中の開設を見込んでおり、最終的には 81 床となる。

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者の募集について

浜田地区広域行政組合では、第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度まで）に基づき、「高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指すべき姿と設定し、地域密着型サービスの基盤整備を推進するため、地域密着型サービス事業者を公募します。

1 地域密着型サービス事業者の募集

(1) 募集するサービス等

サービス種類	整備数量	開設時期
「看護小規模多機能型居宅介護」	1 事業所	令和 4 年 4 月以降

(2) 募集要項等

- ア 浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者募集要項
- イ 地域密着型サービス事業者指定に係る公募申込書（様式第 1 号）
- ウ 地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書（様式第 2 号）

2 募集期間（申請書類提出期間）

令和 3 年 6 月 15 日（火）から令和 3 年 8 月 24 日（火）まで

3 お問い合わせ先

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地
浜田市役所北分庁舎 1 階
浜田地区広域行政組合 介護保険課
電話 0855-25-1520
FAX 0855-25-1506
E-mail kaigo@hamadakouiki.jp

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者募集要項

1 募集の主旨

浜田地区広域行政組合では、第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度まで）に基づき、「高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指すべき姿と設定し、地域密着型サービスの基盤整備を推進するため、地域密着型サービス事業者を公募します。

2 整備対象年度

令和 6 年 3 月 31 日までに指定・開設

3 募集するサービスの種類、整備数量、開設時期、整備方針

(1) サービスの種類

「看護小規模多機能型居宅介護」

(2) 整備数量

1 事業所

(3) 開設時期

令和 4 年 4 月以降

(4) 整備方針

第 8 期介護保険事業計画においては、日常生活圏域の状況から、サービスを必要とする圏域に対し整備を優先することとしています。

また、中山間地域をサービス提供地域として計画する事業者を、事業者選定において高く評価することとします。

4 応募資格

(1) 事業計画が確実なものであること。

選定事業者として決定後に辞退することは、当組合の介護保険事業計画に大きな支障をきたすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(2) 事業所を整備する土地・建物について、所有権を有すること又は取得が見込まれること若しくは長期間の賃借権を設定する賃貸借契約の締結が確実に見込まれること。

(3) 事業者（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。

(4) 介護保険法及び関連する法令の要件を満たし、また、これらの規定を遵守すること。

5 申込みに必要な書類（提出書類）

応募する事業者（運営法人）は、次の応募関係書類を提出してください。

(1) 地域密着型サービス事業者指定に係る公募申込書（様式第1号）

(2) 添付書類

No.	添付書類	留意事項
1	設置予定地の位置図	任意の様式
2	設立趣意書	任意の様式
3	事業者概要書	任意の様式 事業経歴・実績 事業者の概要（パンフレットでも可） 現在運営している施設又は事業に関する資料等
4	事業者（法人）の定款	既設法人のみ
5	事業者（法人）の登記簿謄本	既設法人のみ 最近3か月以内のもの
6	事業開設スケジュール表	開設までの日程表
7	資金計画及び決算書	資金計画には、建設資金等の調達方法を記載すること。 他業を営んでいる場合、連結決算を行っている親会社がある場合等は、それらに関する同様の決算書も提出すること。
8	就業規則	既に介護保険事業を実施している場合
9	当該用地及び建物の不動産登記簿謄本（取得予定の場合は売買にかかる確約書、賃借の場合は賃貸借契約書・確約書など）	用地及び建物を賃借する場合は、賃借期間及び額を明記すること。
10	施設整備図面	事業予定地（付近）の見取図、現況写真、施設平面図等
11	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約書	契約している場合
12	消防及び建築指導関係機関等との協議書又は協議状況のわかる書類	協議している場合
13	地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書	様式第2号（具体的に記載すること。）

【応募関係書類作成上の注意】

- (1) 提出部数は、各書類とも正 1 部、副 10 部提出してください。
- (2) 用紙は A4 判で統一してください。但し、10 の施設整備図面で A4 判にしがたいものについてはこの限りではありません。
- (3) 綴方は上記の番号順とし、全体の目次及びページをつけてファイル等に綴じてください。
- (4) 証明書等は、写しを可とします。
- (5) 応募関係書類に関し不明な点があれば、浜田地区広域行政組合介護保険課にお問い合わせください。

6 申請書類提出期間及び提出先

申請書類の提出期間は、令和 3 年 6 月 15 日（火）から令和 3 年 8 月 24 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

申請書類は、お手数ですが浜田地区広域行政組合介護保険課の窓口までご持参ください（持参いただく日時について、事前にご連絡をお願いします）。あわせて、添付書類 No.13「地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書」（様式第 2 号）については、データ（ワード形式）での提出もお願いします。

7 地域密着型サービス事業予定者の選定方法

(1) 審査方法

提出された申請書による書類審査、現地調査、提案説明の際のヒアリング等により、事業者選定委員会において審査し、その結果を受け浜田地区広域行政組合管理者が決定します。なお、提案説明の日時、方法等については、後日連絡します。

(2) 審査項目

別記「浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者選定評価項目」に基づき審査します。

8 結果の通知

選定の結果は、応募されたすべての事業者文書により 10 月上旬ごろ通知します。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 介護保険法等の遵守

事業計画は、介護保険法その他関係法令を遵守した計画としてください。

(2) 建築基準法等の手続

事業計画は、建築基準法・消防法等の規定を遵守した計画としてください。

また、用地は、土砂災害警戒区域等に指定されていないかなど、各種法令等に適合しているか十分に確認してください。

(3) 申請書提出後の応募の取下げについて

応募を取り下げる場合、地域密着型サービス事業者指定に係る公募申込書取下書（様式は任意）を提出してください。

(4) 欠格事項

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員と社会的に関係がある者は一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とします。

イ 選定の前に、住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと浜田地区広域行政組合管理者が認める場合、選定を行うことなく不適とします。

ウ 選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。

(ア) 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

(イ) 施設種別の変更があった場合

(ウ) 住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと浜田地区広域行政組合管理者が認める場合

(5) 応募内容の変更について

事業者の決定後、応募の内容に変更がある場合は、浜田地区広域行政組合と協議してください。変更の内容によっては、決定を取り消すことがあります。

(6) 事業者決定後の取下げについて

事業者の決定後に取り下げる場合は、地域密着型サービス事業者指定に係る取下書（様式は任意）を提出してください。

なお、第8期介護保険事業計画の整備計画に影響を及ぼす場合は、第9期介護保険事業計画において、事業者募集に応募できないことや選定での採点で考慮することがあります。

(7) その他

ア 応募書類の作成及び提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、浜田地区広域行政組合は一切負担しません。

イ 応募書類は、理由を問わず返却しません。

ウ 説明会は開催しませんので、ご質問がある場合には、電話・ファクス・電子メールで、又は下記窓口にお越しただいてお尋ねください。

エ 応募状況の詳細に係る問い合わせにはお答えできません。

オ 応募者は、応募書類の提出をもってこの要項の規定を承諾したものとみなします。

10 決定までのスケジュール

令和3年6月上旬 浜田地区広域行政組合、浜田市及び江津市ホームページに掲載

令和3年6月15日 応募開始

令和3年8月24日 応募締切

令和3年9月上旬 事業者選定委員会（提案説明）開催（予定）

令和3年9月中旬 地域密着型サービス運営協議部会開催（予定）

令和3年9月中旬 介護保険事業計画策定委員会開催（予定）

令和3年10月上旬 結果の通知の発送（予定）

11 提出先及び問い合わせ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1

浜田市役所北分庁舎1階

浜田地区広域行政組合 介護保険課

電話 0855-25-1520

FAX 0855-25-1506

電子メール kaigo@hamadakouiki.jp

別記

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者選定評価項目

応募する事業者は、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。

応募する事業者は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」等を満たすこと。

上記のことを前提とし、次に掲げる選定評価項目により、項目ごとに点数化し評価します。なお、評価点が基準に達しない時は、選定の対象としません。

1 基本理念

- (1) 法人の理念・経営方針
- (2) 当該施設選定の理由
- (3) 地域社会への貢献
- (4) 地域社会との関わり

2 経営方針

- (1) 資金計画
- (2) 利用者の負担水準
- (3) 地域の実情把握と利用者確保の見込み
- (4) 医療機関との関わり
- (5) 外部評価・情報公開等への対応
- (6) 利用者のサービスについて
- (7) 施設等運営法人に関する事項

3 施設整備計画

- (1) 予定地の選定理由
- (2) 居室等の確保
- (3) 共有スペースの確保

4 サービスの質の向上

- (1) 職員の確保
- (2) 職員の育成
- (3) 職員の待遇
- (4) 職員の勤務のローテーション

- (5) 認知症ケアに対する考え方
- (6) サービスの質の向上への対応

5 利用者の安全の確保

- (1) 防災対策
- (2) 事故防止・感染症予防・食中毒予防対策
- (3) 高齢者虐待防止対策

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

地域密着型サービス事業者指定に係る公募申込書

浜田地区広域行政組合管理者 様

申込者 住 所
 法 人 名
 代表者職氏名
 (又は設立代表者)

当法人は、「浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者募集要項」に記載の内容を承知の上、次の事業について、下記の書類を添えて申し込みます。

事業所等の名称	
サービス種類	
事業所等の設置予定地	
事業計画概要	
定員等	

<添付書類>

- 1 設置予定地の位置図
- 2 設立趣意書
- 3 事業者概要書
- 4 事業者（法人）の定款
- 5 事業者（法人）の登記簿謄本
- 6 事業開設スケジュール表
- 7 資金計画及び決算書
- 8 就業規則
- 9 当該用地及び建物の不動産登記簿謄本（取得予定の場合は売買にかかる確約書、賃借の場合は賃貸借契約書・確約書など）
- 10 施設整備図面
- 11 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約書
- 12 消防及び建築指導関係機関等との協議書又は協議状況のわかる書類
- 13 地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書（様式第 2 号）

(様式第 2 号)

地域密着型サービス事業者選定評価項目に対する回答書

※ 記入欄は適宜拡大・縮小してください。

1 基本理念

(1) 法人の理念・経営方針

ア 地域密着型サービスの運営方針について。

イ 職員と理念を共有し、実際に取り組んでいるか。

(2) 当該施設選定の理由

ウ なぜ開設するのか。

エ 開設するサービスを選択した理由について。

オ 開設予定地の場所が既設の同一サービス事業者と適切な距離にあるか。

(3) 地域社会への貢献

カ 地域密着型サービスの意義について。

キ 地域に開かれた施設としてどのように工夫していくのか。

(4) 地域社会との関わり

ク 地域住民とは、どのように連携を図っていくのか。

ケ 運営推進会議のメンバーは、具体的にどのように想定しているか。

2 経営方針

(1) 資金計画

- ア 全体の資金計画について。
- イ 財政基盤の安定性・健全性について。
- ウ 償還計画について。
- エ 運転資金について。

(2) 利用者の負担水準

- オ 入居一時金等入居時に必要となる経費について。
- カ 食費・管理費等、毎月必要となる入居費について。

(3) 地域の実情把握と利用者確保の見込み

- キ 地域内のサービスのニーズを把握し、どのように分析しているか。

(4) 医療機関との関わり

- ク 緊急時に対応するための周辺医療機関との連携体制について。

(5) 外部評価・情報公開等への対応

- ケ 重要事項説明書の掲示やその他情報提供の実施について。
- コ 個人情報保護の考え方が、確立・明文化され周知されているか。

(6) 利用者のサービス

サ 利用者や家族の意見、苦情、相談等への対応について。

シ 利用者の人権、プライバシーの保護について。

ス その人らしい暮らしを続けるための配慮について。

(7) 施設等運営法人に関する事項

セ 運営上の特色や工夫について。

ソ 役員構成について。

3 施設整備計画

(1) 予定地の選定理由

ア なぜその開設予定地に開設しようとしたのか。

イ 交通の便、商店や医療機関からの距離などからみた開設予定地について。

(2) 居室等の確保

ウ トイレ、洗面所等が個々の居室内に整備されているなどのプライバシーの配慮について。

(3) 共有スペースの確保

エ 入居者同士の交流が図れるスペースの確保について。

4 サービスの質の向上

(1) 職員の確保

ア 介護支援専門員等必要な職員の確保について。

イ 採用する職員の事前研修計画について。

(2) 職員の育成

ウ 開設後の職場内研修や外部研修への積極的参加を予定するなど、職員の資質向上に向けた取組について。

(3) 職員の待遇

エ 職員の待遇、給与等の向上に向けた取組について。

(4) 職員の勤務のローテーション

オ 夜間の職員体制について。

(5) 認知症ケアに対する考え方

カ 認知症ケアに向けた具体的な取組について。

(6) サービスの質の向上への対応

キ サービスの質の向上に向けた具体的な取り組みについて。

5 利用者の安全の確保

(1) 防災対策

ア 防災計画について、また、防災訓練の実施について。

(2) 事故防止・感染症予防・食中毒予防対策

イ 各種マニュアルの作成等について。（感染対策委員会、事故防止検討委員会の設置等）

ウ 事故発生時の対応（再発防止、家族への説明等）について。

(3) 高齢者虐待防止対策

エ 介護サービスにおける高齢者虐待に関する定義等について。

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者選定要項

1 目的

この要項は、浜田地区広域行政組合で策定した第8期介護保険事業計画に基づき、指定予定事業者を公正、公平に選定するための手続等を定めることを目的とする。

2 指定予定事業者の選定方法

事業者選定にあたっては、書類審査等を実施し、応募した事業者による提案説明の場において、事業者選定委員によるヒアリングを実施し、事業者ごとに採点をし、採点結果を確認した後、事業者選定委員会において協議して優先順位を決める。

3 事業者選定委員

事業者選定委員会の委員は、介護保険事業計画策定委員会の地域密着型サービス運営協議部会の委員、浜田地区広域行政組合監査委員、浜田地区広域行政組合の職員及び関係市の職員の中から選任する。

事業者選定委員会の選定委員の総数は10名とし、選出区分ごとの内訳は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画策定委員会設置要項第3条第2項第1号に規定する委員 2名
- (2) 介護保険事業計画策定委員会設置要項第3条第2項第2号に規定する委員 4名
- (3) 浜田地区広域行政組合監査委員 1名
- (4) 浜田地区広域行政組合職員 1名
- (5) 浜田市、江津市職員 各1名

ただし、選出区分ごとの内訳は事情により変更することができる。

4 事業者選定委員によるヒアリングの運営方法

事業者選定委員によるヒアリングの運営方法は、まず事業者から各項目について15分程度の説明を行い（提案説明）、それに対して選定委員から10分程度の質疑応答（ヒアリング）を行う。

事業者選定委員は、次項の評価表により採点し、評価表は、全事業者のヒアリングが終わった後回収する。

5 評価項目及び評価表

評価表は別紙のとおりとする。

評価項目は23項目で、各項目の配点は5点満点とし、5点・4点・3点・2点・1点の1点刻みの評価とする。

評価点は115点満点とし、評価点が70点に満たない事業者は選定の対象としない。

評価表は無記名とする。

6 評価の考え方

各選定委員ごとに得点を合計し、10人の委員のなかで、最低点と最高点をつけた選定委員の点数を除いた8人の委員の合計点数を出し（920点満点）、順位をつける。

順位決定の後、10名の委員において、協議を行い、最終決定をする。

7 1事業者のみの応募の場合

1事業者のみの応募の場合、70点を選定ラインとし、最終的に、選定委員による協議の上、選定する。70点を超えていた場合でも、協議の結果、選定事業者なしとなることもある。

事業者評価表

法人名	
施設名	
サービス種類	

【書類審査・ヒアリングによるチェック項目】

前提項目	○×
介護保険事業計画に位置づけられている施設整備か（施設種別・定員等）	
基本項目	○×
整備地が建設可能用地か（自己所有でなければ、契約・確約等の確認がとれているか）	
開設予定日やスケジュールに問題はないか	

配点基準		評 価 の 視 点	採点欄
1 基本理念	20 点	(1) 法人の理念・経営方針 ア 地域密着型サービス・介護保険施設等の運営方針に位置づけられているか。 イ 職員と理念を共有し、実践に取り組もうとしているか。	1・2・3・4・5
		(2) 当該施設選定の理由 ウ なぜ開設するのか。 エ 開設するサービスを選択した理由に正当性があるか。 オ 開設予定地の場所が既設の同一サービス事業者と適切な距離にあるか。	1・2・3・4・5
		(3) 地域社会への貢献 カ 地域密着型サービス・介護保険施設等の意義を理解しているか。 キ 地域に開かれた施設を目指した工夫はあるか。	1・2・3・4・5
		(4) 地域社会との関わり ク 地域住民とは、どのように連携を図っていくのか。 ケ 運営推進会議のメンバーは、具体的にどのように想定しているか。	1・2・3・4・5
		基本理念評価点計	
	2 経営方針	35 点	(1) 資金計画 ア 全体の資金計画に無理がなく、適切な計画であるか。 イ 財政基盤の安定性・健全性は適正か。 ウ 償還計画が適切であるか。 エ 運転資金が確保されているか。
(2) 利用者の負担水準 オ 入居一時金等入居時に必要となる経費は適切か。 カ 食費・管理費等、毎月必要となる入居費は適切か。			1・2・3・4・5
(3) 地域の実情把握と利用者確保の見込み キ 地域内のサービスのニーズを把握し、分析しているか。			1・2・3・4・5
(4) 医療機関との連携方針と支援体制は十分確保されているか ク 緊急時に対応するための周辺医療機関との連携体制がとられているか。			1・2・3・4・5
(5) 外部評価・情報公開等への対応 ケ 重要事項説明書の掲示その他情報提供に積極的か。 コ 個人情報保護の考え方が、確立・明文化され周知されているか。			1・2・3・4・5
(6) 利用者サービス サ 利用者や家族の意見、苦情、相談等への対応が適切であるか。 シ 利用者の人権、プライバシーの保護が守られているか。 ス その人らしい暮らしを続けるための配慮があるか。			1・2・3・4・5
(7) 施設等運営法人に関する事項 セ 運営上の特色や工夫があるか。 ソ 役員構成は親族等の特殊な関係のあるものでなく、監査体制が確保されているなど妥当か。			1・2・3・4・5
経営方針評価点計		/35	

配点基準		評 価 の 視 点	採点欄
3	施設整備計画 15点	(1) 予定地の選定理由 ア なぜその開設予定地に開設しようとしたのか。 イ 交通の便、商店や医療機関からの距離などから見て開設予定地の選定は妥当か。	1・2・3・4・5
		(2) 居室等の確保 ウ 指定基準に適合しているのみでなく、トイレ・洗面所等が個々の居室内に整備されているなどプライバシーに配慮されているか。	1・2・3・4・5
		(3) 共有スペースの確保 エ 基準省令で定められた指定基準に適合することはもとより、入居者同士の交流が図れるスペースが確保されているか。	1・2・3・4・5
	施設整備評価点計		／15
4	サービスの質の向上 30点	(1) 職員の確保 ア 介護支援専門員等必要な職員の確保は可能か。 イ 採用する職員の事前研修計画をたてているか。	1・2・3・4・5
		(2) 職員の育成 ウ 開設後も、職場内研修や外部研修への積極的参加を予定するなど、職員の資質の向上に向けた取組を考えているか。	1・2・3・4・5
		(3) 職員の待遇 エ 職員の待遇・給与等の向上に向けた取組を考えているか。	1・2・3・4・5
		(4) 職員の勤務のローテーション オ 夜間の職員体制は適切な配置で、ローテーションにより対応しているか。	1・2・3・4・5
		(5) 認知症ケアに対する考え方 カ 認知症ケアに向けた具体的な取組を考えているか。	1・2・3・4・5
		(6) サービスの質の向上への対応 キ サービスの質の向上に向けた具体的な取組を考えているか。	1・2・3・4・5
	サービスの質の向上評価点計		／30
5	利用者の安全の確保 15点	(1) 防災対策 ア 防災計画はあるか、防災訓練の実施についての考えはあるか。	1・2・3・4・5
		(2) 事故防止・感染症予防・食中毒予防対策 イ 各種マニュアル作成等の考えはあるか。（感染対策委員会・事故防止検討委員会の設置等） ウ 事故発生時の対応（再発防止、家族への説明等）について、具体的に考え、整理されているか。	1・2・3・4・5
		(3) 高齢者虐待防止対策 エ 介護サービスにおける高齢者虐待に関する定義等を十分に理解しているか。	1・2・3・4・5
	利用者の安全の確保評価点計		／15
総 合 点 数			／115

【採択最低条件】

基本チェック項目が全て○であること。

総合点数が70点以上を選定ラインとする。

1点 項目に不十分な面がある。

2点 矛盾なく整理するには、もう少し検討が必要である。

3点 開設に向け矛盾なく整理されている。

4点 開設に向けてかなり具体的に整理されている。

5点 開設に向け十分整理されている。

【参考資料】

●令和3年4月の施設整備数(介護医療院は5月に増床した6床を含む)

圏 域	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	特別養護老人ホーム	介護医療院	グループホーム	地域密着型特養	特定施設入居者生活介護
浜田東部圏域		1 (29)			1 (18)		1 (50)
浜田中部圏域		2 (50)	2 (100)	1 (46)	1 (18)		
浜田西部圏域	1 (25)		2 (104)		3 (45)	1 (29)	1 (50)
金城圏域		1 (25)	2 (80)		1 (18)		1 (40)
旭圏域			1 (30)			1 (20)	1 (50)
弥栄圏域			1 (70)		1 (9)		
三隅圏域			1 (57)		1 (18)		1 (23)
江津東部圏域		1 (24)			2 (27)		
江津中部圏域		3 (73)	1 (100)		1 (18)		
江津西部圏域	1 (29)	1 (25)			2 (36)	1 (29)	1 (50)
桜江圏域		1 (24)	1 (30)		1 (9)		1 (30)

※ 上記の数字は事業所数を現し、()内の数字は定員数を現します。

詳細については、第8期事業計画(資料編P107 5事業所一覽)をご覧ください。

● 高齢者人口、認定者数、介護度別認定者数、認定率、要介護3から5までの認定者数の状況

(令和3年3月末現在)

圏 域	高齢者人口	認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率	要介護3～5
浜田東部圏域	2,083	456	33	49	101	116	61	54	42	21.9%	157
浜田中部圏域	7,056	1,570	91	219	306	380	233	193	148	22.3%	574
浜田西部圏域	4,427	1,057	73	129	211	266	150	134	94	23.9%	378
金城圏域	1,684	385	27	48	83	73	66	51	37	22.9%	154
旭圏域	1,119	321	41	54	77	54	53	19	23	28.7%	95
弥栄圏域	616	179	17	30	22	28	23	29	30	29.1%	82
三隅圏域	2,504	618	80	101	131	117	77	67	45	24.7%	189
江津東部圏域	1,491	328	45	38	79	59	43	38	26	22.0%	107
江津中部圏域	3,146	690	112	94	147	100	88	84	65	21.9%	237
江津西部圏域	3,226	669	96	73	154	115	93	64	74	20.7%	231
桜江圏域	1,136	288	42	45	56	38	42	39	26	25.4%	107
合 計	28,488	6,561	657	880	1,367	1,346	929	772	610	23.0%	

※ 認定者数には、第2号被保険者数も含まれます。

令和 3 年度浜田地区広域行政組合
介護保険事業計画策定委員会開催スケジュール

回	開催日	協議内容
第 1 回	令和 3 年 5 月 27 日	【第 1 回地域密着型サービス運営協議部会と合同会議】 (1) 地域密着型サービスの整備状況並びに第 8 期介護保険事業計画に基づく介護医療院の整備について (2) 第 8 期介護保険事業計画に基づく事業者募集について (3) 事業者選定について
第 2 回	令和 3 年 7 月 29 日	【第 1 回地域包括支援センター運営協議部会と合同会議】 (1) 令和 2 年度地域支援事業の実績報告について (2) 第 7 期介護保険事業計画に係る進捗管理について
選 定	令和 3 年 9 月初旬	【事業者選定委員会】 事業者選定に係るヒアリング (9/5 日(日)、9/11 日(土) 会場確保)
第 3 回	令和 3 年 9 月 22 日	【第 2 回地域密着型サービス運営協議部会と合同会議】 第 8 期介護保険事業計画に基づく事業者選定の結果について
第 4 回	令和 3 年 11 月 11 日	【第 2 回地域包括支援センター運営協議部会と合同会議】 令和 4 年度からの地域支援事業実施に係る進捗管理について
第 5 回	令和 4 年 3 月 24 日 (書面審議となる可能性あり)	【第 3 回地域包括支援センター運営協議部会と合同会議】 令和 4 年度地域支援事業の実施計画について

※ 策定委員会開催日は、令和 3 年 9 月 22 日の第 3 回委員会は水曜日の開催となります。
 そのほかは、全て木曜日の開催を設定しております。